

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第190回 個人情報保護法がまもなく施行へ

今年8月20日、かねて注目を集めていた「個人情報保護法」（以下「本法」という）が、長年にわたる議論、立法、意見募集、草案修正のプロセスを経てついに可決され、11月1日から正式に施行されることになりました。以前第170回、第183回の本欄でも、草案段階の本法の内容についてご紹介しましたが、今回は本法の正式版から、日系企業にご留意いただくべき内容について解説いたします。

◇以前から開始されていた個人情報保護規制

「DiDi（滴滴出行）」は、近年急速な発展を遂げた、配車サービスなどの業務を主とする中国の新興民間企業である。今年6月11日、DiDiが米証券取引委員会に新規株式公開（IPO）申請したところ、ただちに中国政府からIPOを見合わせるよう要請があった。DiDiはこの要求に応じず、むしろ申請対応を加速させ、わずか20日後の6月30日、異例の速さでニューヨーク証券取引所で正式に上場した。

7月2日、中国の国家インターネット情報弁公室はDiDiの個人情報使用に重大な違法の疑いがあるとして、「ネットワーク安全法」などの法律に基づきDiDiに対する国家安全審査を実施することを決定し、審査期間中の新規ユーザー登録およびアプリのダウンロードは停止された。7月16日、国家インターネット情報弁公室、公安部、国家安全部、自然資源部、交通運輸部、税務総局、市場監督管理総局が7機関合同でDiDiへの立ち入り安全審査を行ったが、このような合同審査が行われることは中国でも非常にまれである。

◇留意点および対策

1. 本法の域外適用の効力が確定されたことで、日本本社やその他中国国外にある関連企業においても、以下のような目的をもつ中国国内の自然人から得た個人情報の処理にあたっては適法性を確認することが必要となる。

- ・中国国内の自然人に対する製品またはサービスの提供
- ・中国国内の自然人の行為に対する分析、評価

2. 本法の対象となる個人情報処理行為の範囲は広く、取引相手など外部の個人情報のほか、現地の従業員など企業内部の人員の情報の処理（社内での勤怠記録に用いる指紋、顔認証設備など）についても本法の規制管理を受けることとなる。このため、現地法人社内でも各方面の制度について見直し、調整を行うことが必要となる。

3. 本法では個人情報を「一般情報」と「機微情報」に分けて管理する。

(1) 一般情報を処理する際の留意点

●明確かつ合理的な目的がある上、個人の権益への影響を最小とする方式を採用し、個人情報の収集においては「最小限原則」を順守しなければならない。運用上は因果関係の有無によってこれらを分析・判断することが可能である。

●個人情報処理規則を公開し、処理の目的、方式、範囲、処理者の連絡先情報などを明示しなければならない。この点は通常「プライバシーポリシー」の設定により対応するものとなる。

●本法に規定される特殊な事由がある場合を除き、情報を処理することができるための前提条件として、個人の自由意思による明確な同意の取得が必要とされるため、使用者から有効な同意が得られるようウェブサイトやアプリ上で適切に設定しておくことが必要となる。

(2) 機微情報には、生体識別情報、宗教・信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動歴などの情報を含み、処理にあたり順守すべき特殊規定には次のものがある。

- 個人の単独の同意を取得しなければならない。
- 情報処理の必要性および個人の権益への影響を個人に告知しなければならない。

4. 中国国外への個人情報提供は、以下の条件のうち少なくとも1つに該当していなければならない。

- (1) 中国政府による安全評価に合格している。
- (2) 専門機関による認証を受けている。
- (3) 国家インターネット情報機関が定める標準契約に従い国外の情報受領者と契約を締結している。

上記のうち、企業にとり(3)が簡便かつ効果的な方法であり、この方向での対応が勧められる。特に、外国の司法・法執行機関に対し、中国国内に保存した個人情報を提供するには、中国政府による許可の取得が必要とされ、許可を得ていないものは提供することができない。

◇日系企業へのアドバイス

本法の内容から、個人情報処理に関する規則体系の概要を知ることができ、今後さらに関連法規が制定されることで具体的な運用方法が明らかになると予想されます。本法施行前の現時点から、個人情報処理に関わりのある社内のプライバシーポリシーや就業規則などをチェックし、本法の分析を踏まえた調整や改善を行い、整理しておくといよいでしょう。

《青島・山東省》

青島市内の「五つ星」ホテル、2カ所増え11カ所に

中国でホテルの「星」評価を定める公的機関の全国観光星級ホテル評定委員会がこのほど発表した最新の評定結果で、山東省青島市では新たに2カ所が最上級の「五つ星」に認定されたことが分かった。半島網が11日伝えた。

新たに五つ星となったホテルは青島星河湾酒店(シャトー・スター・リバー青島、城陽区)と米マリオット系列の青島西海岸隆和艾美度假酒店(ル・メリディアン青島西海岸リゾート、黄島区)。

これにより、青島市内の五つ星ホテルは省内の地域別最多となる11カ所に増えた。(時事)

山東省が医薬・化粧品産業の発展計画、品質向上促す

中国山東省はこのほど発表した2025年までの医薬・化粧品産業発展計画で、省内企業による医薬品開発力と品質の向上、化粧品製造業の発展促進といった目標を示した。中国新聞網が伝えた。

医薬品製造業については、「山東省製の医薬品は質が高い」とのイメージを広げることを目指し、企業の開発力を向上させ、厳しい品質管理を求める。

また化粧品については品質向上を促すとともに、ブランド力を高めてシェア拡大を狙う。

現在、山東省内で生産している化粧品メーカーは190社。2020年の売上高は計80億元(約1365億円)で、全国の地域別5位の規模だった。(時事)

《四川・中西部》

CDL、中国不動産開発シンシアの株式売却=会社更生への関与回避—シンガポール

【シンガポール時事】シンガポールの不動産開発大手シティ・デベロップメンツ(CDL)は10日、出資先で経営破綻した中国不動産開発シンシア・プロパティの株式を総額1米ドルで売却すると発表した。シンシアの会社更生に関与することを避ける狙いがある。

CDLはシンシア株80.01%を保有する投資会社HCP重慶プロパティ・デベロップメント(HCPケイマン)の株式63.75%を無関係の第三者に売却する。株式の売却額は、会社更生の可能性を考慮して合意された。